

## ★免除された国民年金保険料を追加で支払いたいときは追納をお勧めします

老齢基礎年金の年金額を計算する時に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

### 1. 追納を行う場合は、申込みが必要です。

申込みをすると、後日、年金機構から納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関などで納付してください（口座振替ならびにクレジット納付はできません）。

### 2. 追納に関する注意事項

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています（例えば令和元年9月分は令和11年9月末まで）。
- 10年以内であっても、老齢基礎年金の受給権者は追納することができません。
- 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

【手続きに必要なもの】年金手帳または基礎年金番号のわかるもの、認印

【手続先】市保険課（6番窓口・受付番号票③）☎ 31-0216

美都・匹見各総合支所地域振興課または浜田年金事務所でお手続きください。

### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- 相談日 **9月10日(火)・24日(火)** 毎月第2・4火曜日
- 相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- 相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

### 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- 相談日 **9月26日(木)** 毎月第4木曜日
- 相談場所 浜田年金事務所
- 相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 9月18日(水)までに予約

• 予約方法 電話またはFAX ※代理可(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。

## 赤瓦等を活かしたまちづくり事業補助金のご案内

赤瓦を使用する屋根工事に対する助成です。周辺環境との調和を重視し、地域の特徴に即した赤瓦のまち並み形成を図ります。また、赤瓦屋根施工とセットで行う外壁工事等に対しても助成します。

- 要件
- 市内で行われる屋根工事を含む新築・増改築・大規模修繕等。
  - 県内産赤瓦(島根県内において生産された瓦で赤系のもの)を使用すること。
  - 市内に本店・支店・営業所等を置く建築業者が施工者であること。
  - 4月1日以降着工・令和2年3月31日までに完了(予定)の工事であること。
  - 市税の滞納がないこと。他補助事業との併用不可。

補助額 工事費×補助率 1/2 (上限 100,000円)

※まち並みに調和した外壁工事や外構工事、建物付随の設備機器等をまち並みに調和させるための目隠し工事などには加算措置あり。

申請期間 令和2年1月31日(金)まで



■申請方法 所定の様式に事業計画書、必要図面等を添えて都市整備課に申請してください。

様式は都市整備課、または市ホームページからダウンロードしてください。

■交付決定 申請者による申請内容の説明に基づき、審査会で助成の可否を決定します。

【問い合わせ先】市都市整備課 ☎ 31-0352 Fax 31-1480 ㊚ toshi@city.masuda.lg.jp